

第5章

計画の実現に向けて

1 計画の周知・広報

(1) 県民に対する広報

本計画の着実な実施に向け、本計画に掲げためざす教育の姿や施策の方針等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、広報誌、Web サイトなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動等に努め、計画の周知を図ります。

また、本計画の進捗状況に関する情報について、Web サイトに掲載するなど積極的に公開し、取組の現状や成果についての広報に努めます。

(2) 教職員に対する周知徹底

教育施策において学校教育は大きなウエイトを占めています。本計画の実効性を確保するため、教職員一人一人が本計画に対する理解を深め、常に本計画を意識しながら教育を実践することができるよう、様々な機会を捉えて周知徹底を図ります。

2 地域社会全体の連携・協働

(1) 学校での着実な実践

本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもと、学校が組織的に取り組んでいくことが重要です。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮しての分業や、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めることにより、学校現場における教育施策の着実な推進を図ります。

(2) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子供の教育について第一義的責任を有する家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、更には専門的な知識や最新の技術を有する企業や大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会を捉えて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握すると同時に、家庭や地域、企業や大学の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取組を推し進めます。

(3) 市町・市町教育委員会との連携

教育施策を迅速かつ着実に実施するためには、県と市町及び市町教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換、県と市町の協働の取組を通じて、本県教育のより一層の充実に努めます。

また、市町及び市町教育委員会が、その地域の特性を生かし、創意・工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うほか、それら取組の成果を積極的に広報し、県全体に波及させるよう努めます。

3 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を迅速かつ的確に推し進めるためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を活用し、毎年度、定期的な点検・評価を行い、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

(2) 計画の見直し

本計画は令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間に取り組むべき施策の方針を示すものであることから、策定から 5 年後を目途に、計画全体にわたる進行状況や成果について総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。

また、特段の事由がある場合は、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行います。